

川崎市総合自治会館団体ロッカー募集要項

【ロッカーは、当会館施設の利用に当たって設けられています】

- 1 利用期間 令和6年10月1日（火）～令和8年9月30日（水）
約2年間とします。（希望者多数の場合は抽選）
- 2 使用料 550円（月額）ただし6か月分（3,300円）を一括前納
*利用期間の途中で解約した場合、納付済みの使用料は返却いたしません。
- 3 募集期間 令和6年8月23日（金）～9月14日（土）（見学は窓口へ）
- 4 受付 上記期間中、指定書式「団体ロッカー利用希望申込書」に、必要事項をご記入のうえ会館窓口へ直接提出してください。
受付時に「受付番号」をお渡ししますので必ずお受け取り下さい。
- 5 抽選日 令和6年9月17日（火）
- 6 抽選結果 令和6年9月18日（水）以降、川崎市総合自治会館HPに「受付番号」と決定したロッカー番号を発表します。
- 7 応募資格 利用者登録済みで、少なくとも毎月1回以上の当館利用を予定している団体等

必ず、裏面の注意事項をよくお読みいただき、御理解の上お申し込みください。

【申し込みにあたっての注意事項】

※必ずお読みください。

- 2年ごとの更新時には改めて募集を行い、応募者多数の場合は抽選となります。
- 荷物の出し入れは、原則当会館使用時とさせていただきます。

次に掲げる事項は禁止事項となります。

- (1) 他の者への転貸し
- (2) 本会館施設の利用に関係のない物品の保管及び利用
- (3) 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等により規定される危険物等の保管
- (4) 液体・液状の物や濡れた状態の物、及び、生物や腐敗・腐食を招く物質、並びに単品で10キログラムを超える重量物等の保管
- (5) 直接営利行為に結びつく物品・道具の保管
- (6) 現金を含む有価証券物等の保管

次に掲げる事項に該当する場合は団体ロッカーの使用が解除となります。

- (1) 禁止事項に抵触した者
- (2) 3月の間、当館施設の利用がない場合。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く
- (3) 使用目的の違反、不正行為による許可、又は公の秩序を乱し善良なる風俗を害し、若しくはそのおそれがあることなどにより使用許可の取り消しを受けた者
- (4) 川崎市総合自治会館インターネット予約システムの利用を停止された者、又は利用者登録を抹消された者

※使用を取消された場合、前納されている使用料は返還しません。

使用の取消により生じた損害は補償しません。